

今号では、前号に引き続き『令和5年度税制改正大綱』より、「**新NISA制度**」、「**防衛費増税**」について解説していきます。

1. 新NISA

ご存知の方も多いかと思いますが、**NISA**とは、「**少額投資非課税制度**」のことで、**NISA口座内の金融商品(株や投資信託)から生じる利益(売却益や配当等)について、非課税とする制度**です。

イギリスのISA制度の日本版(なのでNISA)として2014年からスタートした本制度ですが、後述の様々な理由により使い勝手が悪く、一般への普及はいまひとつでした。

そこで今回の税制改正では、**その内容の大幅な拡充及び恒久化**を果たした、**新しいNISA制度が創設されることとなりました。**

現行 NISA			
項目	一般 NISA	選 択	つみたて NISA
年間の投資上限額	120 万円		
非課税枠(保有上限)	600 万円	択	800 万円
非課税期間	5 年間		20 年間
制度の期間	令和 5 年まで		令和 24 年まで

新 NISA			
項目	成長投資枠	併 用	つみたて投資枠
年間の投資上限額	240 万円		120 万円
非課税枠 (保有上限)	1800 万円 内 1200 万円		
非課税期間	無期限		
制度の期間	令和 6 年 1 月 1 日以降恒久化		

(1) 枠の併用が可能に

現行 NISA は「一般 NISA」と「つみたて NISA」のいずれか**選択式**であり、年間の投資上限は最大で 120 万円まで、単価の高い銘柄では購入自体できないこともままありました。

新 NISA では、「**成長投資枠**」(現一般 NISA の後継)と、「**つみたて投資枠**」(現つみたて NISA の後継)が併用可能になり、この併用により年間最大 360 万円までの投資が可能となります。つまり枠毎の年間投資上限額や非課税枠も倍以上に拡充されています。

それぞれの枠では**投資可能な対象商品が異なり**、広範囲の株式・投資信託を対象とするのが「**成長投資枠**」、金融庁が指定する長期投資・積立・分散投資向きの投資信託に限定されるのが「**つみたて投資枠**」です。

(2) 制度の恒久化、非課税期間も無期限に

現行 NISA は制度自体に**終わりが**あり、これがそもそも**個人の資産形成という趣旨に反して**おり、いつ終わるのか気にしながら運用しなければならないという欠点があったのですが、**新 NISA では制度自体を恒久化、非課税期間も無期限**となったため、いつでも始められ、かつ、**長期間の投資による資産形成が可能**となります。

また、期間の無期限化に伴い、**面倒だったロールオーバーの手続きも不要**となります。(※ロールオーバーとは、非課税期間が終了する投資枠内の金融商品を翌年分の非課税投資枠に移すことで、引き続

き非課税での運用が出来るようにする手続きをいいます。但し、翌年分の非課税枠を使うので、ロールオーバーに利用した分は新規投資の枠が削られることになります。)

(3) 生涯非課税限度額の採用

現行 NISA でも非課税枠はありましたが、こちらは**保有している金融商品を売却しても、その分の非課税枠は復活しなかったため、非課税の恩恵を受けるには基本的に一度買った銘柄を保有し続けなければなりません**でした。

しかし、**新 NISA では、「生涯非課税限度額」という新たな考え方の非課税枠が採用され**、こちらは、**売却して空いた枠は翌年に復活し、再度非課税枠として利用することができるようになります。**

これにより、**損切りや別銘柄への買換え、ライフイベントに合わせた入出金などがしやすくなります。**

なお、**非課税枠の 1,800 万円は全て“つみたて投資枠”で埋めることも可能**ですし、若しくは 1,200 万円まで“**成長投資枠**”の株式などに**充てることも可能**です。

ちなみに、**新 NISA と現行 NISA は別枠**となりますので、**現行 NISA で非課税枠を使い切っていたとしても新 NISA では新たに 1,800 万円の非課税枠が与えられます。**

また、**新 NISA が令和 6 年 1 月 1 日より稼働**するのに合わせ、**現行 NISA の買付は令和 5 年 12 月 31 日をもって終了**となりますが、それまでに口座内に保有している金融商品については、**期限まで、新 NISA の枠外で、現行 NISA の非課税措置が適用**されます。

ただし、**現行 NISA 口座から新 NISA 口座へのロールオーバーはできません**ので、**非課税期間終了時点で払い出すか、課税口座への移管が必要な点**はご注意ください。

(4) ジュニア NISA は廃止

ジュニア NISA は**未成年のための NISA 制度**で、18 歳まで原則払出しが不可であり、成人に伴い通常の NISA 口座へ自動的にロールオーバーされる制度でしたが、こちらは**廃止**が決まっており、**新規投資は令和 5 年 12 月 31 日をもって終了**になります。

令和 6 年以後も「**継続管理勘定**」へロールオーバーすることで**非課税で保有することが可能**ですが、**子供の成人と同時に口座が廃止**されるため、こちらも**払出しが課税口座へ移管が必要**です。

5. 防衛費増税

最後に、なにかと話題になっていた**防衛費増額の財源確保のための増税**ですが、詳細は以下の通りです。

①法人税：(法人税－500 万円)×4%～4.5%

②所得税：所得税×1%

③たばこ税：一本当たり 3 円

法人税は、出資金 1 億円以下の法人(出資持分のない法人を含む)については、**所得金額が約 2,400 万円以下であれば課税されない見込み**です。

所得税は、防衛費分 1%の増税に代わり、復興特別所得税が 1%引下げになるので、トータルの税額に変わりはありませんが、**令和 19 年までとなっていた期限が延長(いつまでかは記載なし)**されます。

適用開始は令和 6 年以降の適切な時期との記載のみでした。